改　正　後

（一般に公正妥当な企業会計の基準）

第一条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、平成三十年三月三十一日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。

別表一（第一条関係）

号数	表題
［略］	
［項を削る。］	
［略］	
企業会計基準第27号	法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準
企業会計基準第28号	「税効果会計に係る会計基準」の一部改正
企業会計基準第29号	収益認識に関する会計基準

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改　正　前

（一般に公正妥当な企業会計の基準）

第一条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、平成二十九年六月三十日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。

別表一（第一条関係）

号数	表題
［同左］	
企業会計基準第15号	工事契約に関する会計基準
［同左］	
企業会計基準第27号	法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準
［項を加える。］	
［項を加える。］	

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部改正）

第二条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、平成三十年三月三十一日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとし、平成二十一年十二月十一日から適用する。

別表

号数	表題
［略］	
［項を削る。］	
［略］	
企業会計基準第27号	法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準
企業会計基準第28号	「税効果会計に係る会計基準」の一部改正
企業会計基準第29号	収益認識に関する会計基準

改　正　前

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、平成二十九年六月三十日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとし、平成二十一年十二月十一日から適用する。

別表

号数	表題
［同左］	
企業会計基準第15号	工事契約に関する会計基準
［同左］	
企業会計基準第27号	法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準
［項を加える。］	
［項を加える。］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。